

本宮市空き家改修等支援事業補助金交付要綱

令和 6 年 4 月 15 日

告示第 58 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本宮市内の空き家の利活用を促進し、移住・定住を促進するため、空き家の改修等に要する費用に対して予算の範囲内で補助金を交付することについて、本宮市補助金等の交付に関する規則(平成 19 年本宮市規則第 56 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内に存する戸建住宅(住宅の用に供する部分の床面積が述べ面積の 2 分の 1 以上の併用住宅を含む。以下同じ。)で、3 ヶ月以上居住の実態がないものをいう。ただし、地方公共団体が所有又管理するものを除く。
- (2) 定住 本事業により改修する住宅又は除却後に新築する住宅において、定住開始日から起算して、市内に 5 年以上生活の本拠を置くことをいう。
- (3) 移住者 福島県外から本市へ住民票を異動し、生活しようとする者をいう。
なお、補助金交付申請(以下「交付申請」という。)の日から遡って、原則 2 年以内に福島県外から本市へ住民票を異動した者を含む。ただし、補助を受けようとする空き家に居住している者を除く。
- (4) 子育て世帯 交付申請時において、18 歳未満(18 歳に達した日以後の最初の 4 月 1 日を経過した者を除く)の就労していない子ども(補助金申請時において妊娠中の子も含む。)がいる世帯をいう。
- (5) 新婚世帯 交付申請時において、婚姻の届出から 5 年以内で夫婦のいずれかが 39 歳以下の世帯をいう。
- (6) 既空き家居住者 交付申請時において、補助を受けようとする空き家(交付申請日の属する年度の前年度の 4 月 1 日以降に購入又は賃借したものに限る。)に居住している移住者、子育て世帯、新婚世帯に該当する者をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、別表第 1、2 及び 3 に定める事業種別に応じ、それぞれ同表に定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助対象者としない。

- (1) 補助対象者又は同一世帯の者が、本宮市暴力団排除条例(平成 24 年本宮市条例第 3 号)第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団員である者
- (2) 既にこの要綱の別表第 1 及び別表第 2 に定める事業種別を実施し補助を受けたことがある者
- (3) 市税等の滞納がある者

(補助の対象及び額)

第 4 条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、別表第 1、2 及び 3 に定める事業種別に応じ、それぞれ同表に定めるものとする。

2 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は別表第 1、2 及び 3 に定める事業種別に応じ、同表に定める経費とする。ただし、国または地方公共団体による他の補助金等の交付を受けている場合は、その交付を受けた補助対象経費を除くものとする。

3 補助金の額は、別表第 1、2 及び 3 に定める事業種別に応じ、同表に定めるものとする。

4 前項の規定により算出した補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、当該端数を

切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、本宮市空き家改修等支援事業補助金交付申請書(第1号様式)に別表第4に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、補助金の交付を決定したときは、本宮市空き家改修等支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(第2号様式)により補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定にあたり必要な条件を付すことができる。

(申請内容等の変更)

第7条 補助対象者は、事業内容を変更しようとするときは、本宮市空き家改修等支援事業補助金変更交付申請書(第3号様式)を市長に提出し、承認を受けなければならぬ。ただし、事業内容の変更が次のいずれかに該当する場合は、不要とする。

(1) 6カ月未満の事業完了予定日の延長(交付申請を行う日の属する年度に限る)

(2) その他市長が認める変更

2 補助対象者は、事業の中止又は廃止をしようとするときは、本宮市空き家改修等支援事業補助金中止(廃止)承認申請書(第4号様式)を市長に提出し、承認を受けなければならぬ。

(交付申請の取下げ)

第8条 補助対象者は、第6条の規定による交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付申請を取り下げることができる。

2 前項の取下げを行うときは、第6条による補助金交付決定通知の受理した日から起算して15日を経過した日までに、本宮市空き家改修等支援事業補助金取下げ申請書(第5号様式)を市長に提出するものとする。

3 補助対象者は、交付申請を行った日の属する年度内に事業が完了しない場合又は実施が困難となった場合は、本宮市空き家改修等支援事業年度終了実績報告書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助対象事業の完了日から起算して14日を経過した日、又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、本宮市空き家改修等支援事業完了実績報告書(第7号様式)に別表第5に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならぬ。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地確認の上、補助金の額を確定し、本宮市空き家改修等支援事業補助金交付確定通知書(第8号様式)により補助対象者に通知するものとする。ただし、補助金の確定額が決定額と同額の場合は、通知を省略することができる。

(補助金の交付請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた補助対象者は、本宮市空き家改修等支援事業補助金交付請求書(第9号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び返還)

第12条 市長は、補助対象者が次のいずれかに該当すると認めたときは、補助交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとした場合

(2) 規則又はこの要綱並びに関係法令に違反する行為があった場合

(3) 本事業により改修する住宅又は除却後に新築する住宅において、定住開始日から起算して5年未満で、当該住宅に定住する要件を満たさなくなった場合

2 市長は、前項の取消しを決定したときは、本宮市空き家改修等支援事業補助金交付取消通

知書(第10号様式)により補助対象者に通知するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1 空き家の改修等

事業種別	空き家の改修等
(1)補助対象事業	空き家の所有者又は賃借者である補助対象者が、自ら居住するために必要となる空き家の改修、ハウスクリーニング、残置物処分及び庭木の剪定等を行う事業
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象者が自ら居住するため、購入又は賃借した空き家(改修後に併用住宅となる場合も含む。)であること。 ・賃借する空き家は、賃貸事業のために所有・管理されているものではないこと。 ・原則として、交付申請後に対象工事等が完了するものであり、かつ交付申請年度内に定住すること。 ・第9条に定める実績報告までに、本市への住民異動をしていること。 ・住宅の用に供する部分は、居室のほか、生活に必要な水廻り(台所、浴室、トイレ)を備えていること。 ・空き家を賃借する場合は、交付申請前に所有者から改修等実施の承諾を得るとともに、必要な契約等を締結すること。 ・補助の対象とする空き家が建築基準法等の関係法令に違反していないこと。
(2)補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・移住者 ・子育て世帯 ・新婚世帯 ・既空き家居住者
(3)補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家の改修に要する費用 ・空き家のハウスクリーニングに要する費用 (空き家内外部、造付家具、設備機器等に係るものに限る。) ・空き家の残置物処分に要する費用 ・空き家が存する敷地内の庭木の剪定・除草等に要する費用
対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家の改修に要する費用のうち、調査、設計及び工事監理費 ・空き家の増築に係る費用 ・併用住宅における住宅部分以外に係る経費 ・移動可能な家具や家電その他備品類等のクリーニングや、改修後に行う清掃費用 ・空き家取得後に新たに持ち込まれた物品の処分費用 ・空き家の改修に直接関係のない外構工事に係る費用 ・空き家の改修を伴なわないハウスクリーニング、残置物処分、敷地内の庭木の剪定・除草等に要する費用
(4)補助額	<p>①改修 補助対象経費の2分の1以内 かつ 最大1,500千円</p> <p>②ハウスクリーニング・残置物処分・庭木の剪定等 補助対象経費の2分の1以内 かつ 最大300千円 (既空き家居住者は対象外)</p> <p>③地域活性化加算額 次に定める地域活性化要件を満たす場合、要件毎に定められた額を加算する。ただし、加算額の上限額は700千円とする。</p> <p>ア 空き家バンクの活用に関する要件 ・空き家バンクに登録された空き家の場合 200千円</p>

	<p>イ 年齢や世帯構成に関する要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市外からの転入の場合（上限 200 千円） 一人につき 50 千円、18 歳未満(18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日までの間)の就労していない子ども(補助金申請時において妊娠中の子も含む。)の場合一人につき 100 千円 <p>ウ 就業や雇用の促進に係る施策との連携に関する要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移住者が市内に本店がある事業所に就労する場合 200 千円 <p>エ 地産地消の推進及び地場産業の活性化に関する要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の事業者が改修する場合 200 千円 <p>オ 改修後の住宅の用に供する部分の床面積が住生活基本計画(全国計画)において定める「一般型誘導居住面積水準(※1)」を満たす場合 200 千円</p> <p>※1：住生活基本計画(全国計画)で定められた算定式に基づくものとする。</p>
(5)備考	本事業による補助額は、補助対象経費を超えないものとする。

別表第 2 空き家の除却等

事業種別	空き家の除却等
(1)補助対象事業	空き家の所有者である補助対象者が、自ら居住するために必要となる、購入等した敷地に存する空き家等の解体、残置物処分及び庭木の剪定等を行う事業
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象者が自ら居住するため購入した敷地又は相続した敷地に存する空き家であること。 ・原則として、交付申請後に対象工事等が完了するものであり、かつ、交付申請年度内に完了するものであること。 ・空き家の解体後、1 年以内に同一敷地内に補助対象者が自ら居住するための戸建住宅に定住すること。 ・相続した空き家の場合は、交付申請日の属する年度の 4 月 1 日時点で、相続登記が完了した日から 1 年以内、又は相続の事由が発生した日から 3 年以内であること。(本要件の場合、交付申請時点で補助対象者は相続登記が完了していること。)
(2)補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・移住者 ・子育て世帯 ・新婚世帯
(3)補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家及び空き家が存する敷地内にある付属建築物の解体に要する経費 ・空き家の残置物処分に要する費用 ・空き家が存する敷地内の庭木の剪定・除草等に要する費用
対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家の解体に要する費用のうち、調査、設計及び工事監理費 ・空き家取得後に新たに持ち込まれた物品の処分費用 ・移動可能な家具や家電その他備品類等のクリーニングや解体後に行う残置物処分費用 ・住宅の用に供する部分以外に係る解体及び残置物処分費用(併用住宅の場合) ・空き家解体後の新築に係る費用(造成含む。) ・空き家の解体を伴なわない残置物処分、敷地内の庭木の剪定・除草等に要する費用
(4)補助額	○解体・残置物処分・庭木の剪定等

	補助対象経費の2分の1以内 かつ 最大800千円
--	--------------------------

別表第3 空き家の状況調査(インスペクション)

事業種別	空き家の状況調査(インスペクション)
(1)補助対象事業	補助対象者が、空き家の状況の把握や市場価値を明確にするために行う既存住宅状況調査(平成29年国土交通省告示第82号に規定する「既存住宅状況調査方法基準」に基づく調査。以下「調査」という。)を行う事業
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家であること ・原則として、交付申請年度内に完了すること
(2)補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者 ・相続予定者 ・購入予定者 ・賃借予定者
(3)補助対象経費	状況調査及び調査報告書作成に要する費用
対象外経費	調査対象である空き家とは別棟の物置、擁壁、塀等の調査に要する費用
(4)補助額	補助対象経費の2分の1以内 かつ 最大40千円

別表第4 補助金交付申請書の添付書類

対象工事等	添付書類
(1)共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書(第11号様式) ・本宮市空き家改修等支援事業交付申請に関する誓約書(第12号様式) ・現住所の住民票(世帯全員分) ・空き家の現況等が分かる写真(外観、内観) ・債権者登録に係る資料(振込口座の口座番号、口座名義(フリガナ)等が確認できる預金通帳の写しを含む) ・空き家であることの証明書(第13号様式) ・その他市長が必要と認める書類
(2)空き家の改修等	<ul style="list-style-type: none"> ・改修等に係る見積書の写し又は契約書及び改修費等内訳書の写し ・改修等に係る部位を明記した図面(配置図、平面図、立面図) ・空き家所有者の改修等に係る承諾書の写し(賃借する場合) ・地域活性化加算の要件を満たすことがわかる書類
(3)空き家の除却等	<ul style="list-style-type: none"> ・除却に係る見積書の写し又は契約書及び除却費等内訳書の写し ・除却に係る空き家の図面(配置図、平面図) ・解体後の敷地に新築する戸建住宅に係る計画図(配置図、平面図)
(4)空き家の状況調査	<ul style="list-style-type: none"> ・状況調査の見積書の写し ・登記事項証明書

別表第5 完了実績報告書の添付書類

対象工事等	添付書類
(1)共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書及び領収書の写し ・その他市長が必要と認める書類
(2)空き家の改修等	<ul style="list-style-type: none"> ・改修等を実施した部位を明記した平面図 ・改修等の内容が分かる写真 着手前・施工中・完了時それぞれの写真を添付すること ・売買契約書又は賃貸借契約書の写し ・当該空き家が存する住所へ異動後の住民票の写し

(3)空き家の 除却	<ul style="list-style-type: none">・解体の内容が分かる写真 着手前・施工中・完了時それぞれの写真を添付すること・解体後に新築する戸建住宅の工事契約書等の写し (工事見積書や発注書は除く。)
(4)空き家の 状況調査	<ul style="list-style-type: none">・状況調査の報告書の写し